

# 鳥取市外部委託等推進方針概要

## 1 外部委託等の推進に当たっての基本的な考え方

- (1) 全ての事務事業について、行政が担うべきサービスであるかどうか、行政の関与の妥当性を検証する。
- (2) 検証の結果、行政の関与の妥当性が薄いと判断した事務事業については、民営化又は廃止を検討するものとし、行政が担う必要があると判断したサービスについても、積極的に外部委託等を検討する。
- (3) 外部委託等が可能であると判断した事務事業については、計画的に外部委託等を実施する。
- (4) 外部委託等の実施の緊急性が高いと思われるもの、又は、単純な請負等であつて通常予算編成過程において外部委託等の実施の判断が可能と思われるものについては、本方針に示す手順によらず個別で検討、実施する。
- (5) 公営企業（市立病院、水道局）については、本方針に準じて、外部委託等の推進に一層努める。

## 2 行政関与の妥当性の検証

行政が担うべきサービスであるかどうかの点検に当たっては、法令等により義務づけられているものであるかなど様々な視点により個別・具体的に検証し、行政の関与の妥当性が薄いと判断したものについては、民営化又は廃止を検討する。

## 3 外部委託等を検討する業務の選定

### (1) 外部委託等の可能性の検討

行政関与の妥当性の検証により、行政関与の妥当性が有ると判断された事務事業のうち、法令の規定等により、市が直接実施することとされているものなどを除く全ての事務事業を外部委託等の検討の候補とする。

### (2) 外部委託等の判断基準

外部委託等の可能性の検討に当たっては、最小の経費で最大のサービスを提供することを原則としながら、サービス水準の向上、コストの縮減、業務効率の向上などの視点により検討を進める。

### (3) 市民等からの意見・提案等及び外部委託等を検討する業務の決定

市民等からの意見・提案を検討した後、鳥取市行財政改革推進本部において民営化等又は外部委託等の検討対象業務を決定する。

#### 4 外部委託等の手法

外部委託等の実施に当たり、各主管課は、次に掲げる手法のうち、外部委託等の対象となった各業務の性質に最も適した手法を選定し、鳥取市行財政改革推進本部での議論を経て決定する。

- (1) 指定管理者制度
- (2) 市場化テスト
- (3) P F I
- (4) その他

#### 5 外部委託等に当たっての留意事項

##### (1) 外部委託等の推進に当たっての留意事項

- ① 市が直接実施すべき必要性の検証
- ② 外部委託等の目的の明確化
- ③ コスト縮減効果の事前検証
- ④ 受託者の把握・発掘
- ⑤ 定員適正化計画との整合性の確保
- ⑥ 適切な契約形態・方法の選択

##### (2) 外部委託等の実施に当たっての留意事項

- ① 競争性・透明性・公平性の確保
- ② サービス水準の確保
- ③ 責任の範囲、緊急時の対応、リスク管理等の明確化
- ④ 機密の保持
- ⑤ 環境保全の取り組み等の伝達
- ⑥ 外部委託等の効果の検証（モニタリング）
- ⑦ インセンティブとペナルティーの検討